精神障害者旅客運賃割引規則

（制　　定　2025年 4月 1日）
（最終改正　2026年 6月14日）

（適用範囲）

第 1 条　この規則は、精神障害者が、単独でまたは介護者とともに、西武鉄道株式会社の経営する鉄道（以下「西武線」という。）および連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車する場合に適用する。

（精神障害者）

第 2 条　この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

（注１）精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

ア　紙様式（例）

（裏表紙）

備　考

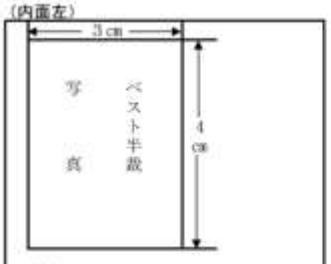
注１）住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
注２）更新の申請は、有効期限の３か月前から市町村役場で行うことができます。

（表表紙）

障害者手帳

都道府県（指定都市）名

（内面左）



氏名
住所
生年月日
障害等級　　号
手帳番号
旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額　　第一種・第二種

（内面右）

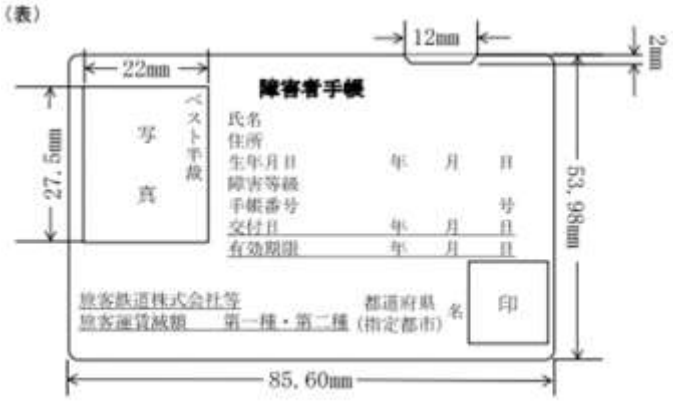
交付日　　年　月　日
有効期限　　年　月　日
（更新）
（更新）
（更新）
（更新）

都道府県（指定都市）名　印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

（注意）縦9cm×横6cmを標準とすること。

イ　カード様式





(注２)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」（2026年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際ならびに第10条に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、注１に掲げる様式による精神障害者保健福祉手帳に代わるものとすることができる。

2　前項の精神障害者を、別表に掲げる第1種精神障害者および第2種精神障害者に分ける。

3　第1種精神障害者および第2種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）

第 3 条　精神障害者が、第1種精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2　前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券類の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券類の種類）

第 4 条　精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1)普通乗車券

第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2)定期乗車券

第1種精神障害者および12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3)普通回数乗車券

第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第 5 条　精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)乗車券については、西武線および連絡運輸の取扱いをする会社線の各駅相互区間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。ただし、西武線内に限って乗車する場合は50キロメートルとする。

（割引率）

第 6 条　精神障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券類の購入申込み）

第 7 条　精神障害者が割引乗車券類を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。)を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。なお、西武線内相互発着(連絡となるものを除く)となる普通回数乗車券、または定期乗車券を発売する場合は、「ミライロID」が「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」（2026年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知）によらないものであっても、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載が確認できる場合は、精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。)の呈示に代えることができる。

（介護者の同行）

第 8 条　第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし）

第 9 条　第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（精神障害者保健福祉手帳の携帯）

第 10 条　精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。)を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。なお、西武線内相互発着(連絡となるものを除く)となる普通回数乗車券、または定期乗車券を使用する場合は、「ミライロID」が「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」（2026年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知）によらないものであっても、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載が確認できる場合は、精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。)の呈示に代えることができる。

精神障害者旅客運賃割引規則

第 11 条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則による。

（乗車券類の発行方等）

第 12 条　西武線内に限って乗車する大人の精神障害者ならびに介護者が、自動券売機により、小児用普通乗車券を購入した場合は、その券面に  の表示を省略することができる。この場合、改札口で入場の際に精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。)を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

別表

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第１種精神障害者	１級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第２種精神障害者	２級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	３級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注)上記の障害等級および精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。